

葛飾区長 宛て

令和 年 月 日

[illegible]

No.	区分	訪問	依頼日	備考
	生 ・ 非 ・ 均			

確認事項	(1) 助成金額は、エアコン本体購入費が上限 73,000 円以内、エアコン設置費（撤去費含む。）が上限 33,000 円以内の実費であり、上限を超えた分は自己負担となること。 (2) 助成対象となる購入・設置店舗は、葛飾区内に所在のある販売店に限ること。 (3) 葛飾区から助成金交付対象決定を受けてから購入・設置された新品のエアコンが助成対象となること。 (4) 交付対象決定後のエアコンの購入及び設置工事の依頼は申請者が行うこと。
同意事項	(1) 葛飾区長が、葛飾区非課税世帯等エアコン購入費等助成事業実施要綱に基づく助成金の交付決定等に必要な範囲で、葛飾区が保有する税務情報や生活保護の受給状況等の情報を利用すること。 (2) 助成金の交付対象決定のための葛飾区の訪問調査を受け入れること。 (3) 葛飾区長及び調査を行う機関が、訪問調査を行うための情報及び訪問調査により得た情報を共有・利用するとともに、その他の支援機関に対して情報提供を行うこと。
誓約事項	(1) 設置場所は、訪問調査を受けた申請者が居住する葛飾区内の住宅であること。 (2) 現にエアコンを設置しているが、故障等で冷房機能が使用できないという理由で申請する場合は、当該エアコンの所有権が申請者にあること。 (3) 設置場所が賃貸物件の場合は、本助成金の申請前に当該物件の貸主へ本事業について説明し、エアコンの設置について承諾を得ていること。 (4) 本事業で購入及び設置したエアコンについて、申請者は最善の注意をもって使用し、維持管理に努めること。 (5) 本事業で購入し、及び設置したエアコンを事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。 (6) 住民税所得割が課税されている者と同居していないこと（住民基本台帳上別世帯の者も含む。）。

申請者住所以外への書類の送付又は申請者以外の方への電話連絡等を希望される場合は、以下の連絡先情報をご記入ください。

氏名		申請者との関係	
送付先住所		電話番号	
その他			